

## 相続財産管理人制度の活用について

### 1. 現状

令和3年10月29日に開催した空家等対策協議会で報告しました下記物件について、相続財産管理人が決定し、相続財産の調査、管理及び処分等に向けた手続きを行った。

#### 物件 1

所在地：日高市大字原宿地内（市街化区域、第一種中高層住居専用地域）

所有者：平成27年7月27日死亡 相続人なし

#### 経緯

平成27年7月	所有者死亡	
平成30年3月	区長から相談	落ち葉等管理不全
9月	近隣住民から相談	雑草の繁茂
令和2年8月	近隣住民から相談	草木の繁茂、家屋の老朽化
8月26日	緊急安全措置	市職員により樹木の枝打ち、草刈りを実施
令和3年12月	裁判所へ提出	相続財産管理人選任の申立
令和4年1月	裁判所から通知	予納金の納付
2月	裁判所から通知	相続財産管理人の決定

#### 今後の手続き

- (1) 相続財産管理人による相続人の探索及び財産の処分等が行われる。
- (2) 市へ予納金の返却、残余財産を国庫へ帰属。

### 2. 今後の予定

下記の物件が相続財産管理人制度を活用する候補である。

内部調査を継続中であるが、土地所有者が不存在である可能性が高いと思われる。市街化区域であり、建築は可能、既存の資産（建物）の有効活用も図れると考える。隣接して住宅が建ち並んでいることから、家屋の倒壊による近隣住宅への被害発生を防ぐ効果がある。

## 物件 2（特定空家候補物件 9）

所在地：日高市高萩東三丁目地内（市街化区域 第一種低層住居専用地域）

所有者：平成19年 5 月15日死亡

## 経緯

平成19年 5 月	所有者死亡	相続は配偶者のみ（未登記） 第 1・2 順位はなし、第 3 順位は相続 放棄
平成28年 2 月	所有者の配偶者死亡	登記はH19に死亡した所有者のまま
令和元年 9 月	区長から依頼	敷地内の草木の繁茂
令和 2 年 7 月	民生委員から相談	雑草の繁茂
令和 4 年 6 月	近隣住民から電話	敷地内の草木の繁茂
7 月		相続人調査中（税務課）